

(2) 下水道地震対策緊急整備事業の創設

1. 背景・目的

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進める。

2. 概要

地震対策に取り組む必要性が高い地域において、計画期間5年間以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進する。

<補助対象>

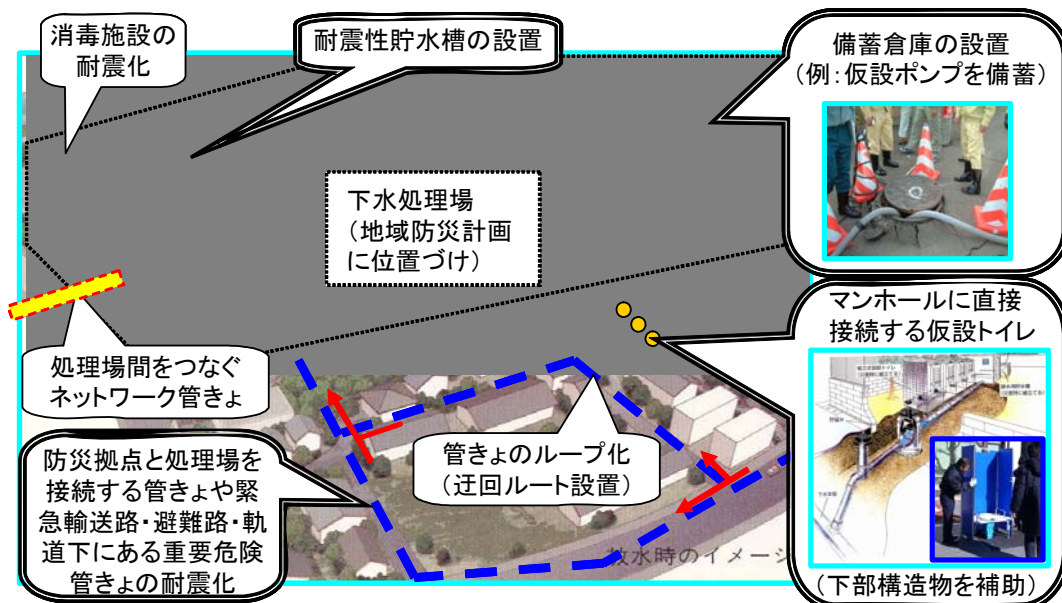
以下の項目を現行の補助対象に加える。


- ①災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地）と終末処理場を接続する管きよの耐震化事業
- ②災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きよの耐震化事業
- ③災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点及び避難地）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- ④災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地等として位置づけられた下水道施設（敷地面積2ha以上（三大都市圏の既成市街地等では1ha以上）のものに限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

3. 事業効果

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化が図られ、被災した場合における下水道機能のバックアップが確保される。

<下水道地震対策緊急整備事業のイメージ>



 を現行の補助対象に追加